

国民年金保険料のご案内を民間委託しています

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの方に対して、電話や戸別訪問による納付のご案内や免除等の申請手続きのご案内を民間事業者へ委託しています。

帯広年金事務所（十勝管内）の担当委託業者

事業者名：日立トリプルウィン株式会社

電話番号：0120-211-231

※ 委託期間は、平成24年10月から平成25年1月まで

振り込み詐欺などにご注意！

- 委託事業者は、日本年金機構が発行した納付書により最寄りの金融機関やコンビニエンスストアでお支払していただくようご案内しています。このため、銀行口座を指定してATMの操作により保険料の振り込みをお願いすることはありません。
 - 委託事業者が戸別訪問する場合、顔写真入りの戸別訪問員証明書（身分証）を提示し、未納の理由が経済的困難という方には、年金制度の説明を行った上で免除等申請手続きのご案内を行います。
- ※ 保険料をお預かりすることは決してありません。

問合せ先 帯広年金事務所国民年金課 ☎ 0155 (25) 8113

住民登録は正しく行われていますか？

住民登録は、豊頃町民として住民基本台帳に記載され、選挙権の行使、就学、国民健康保険や国民年金の給付など、様々な行政サービスを受けるための基本になるものです。住所や世帯に変更があったときは、必ず届出をしてください。届出の際には、本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）の提示をお願いします。住基カードをお持ちの方で住民異動届（転入、転出、転居）の手続きをされる場合は、必ず住基カードをご持参ください。

届出	届出期間	届出人	届出に必要なもの
転入届 ※豊頃町に引っ越してきたとき	転入した日から14日以内	本人または世帯主	○ 転出証明書（前住所地の市区町村で発行） ○ 届出人の印鑑 ○ 本人確認書類
転出届 ※ほかの市町村に引っ越すとき	あらかじめ（転出後14日以内を含む）		○ 届出人の印鑑 ○ 本人確認書類 ○ 印鑑登録済証明書（印鑑登録している方） ○ 住民基本台帳カード（お持ちの方） ○ 国民健康保険証、後期高齢者保険証、介護保険証（加入者） ○ 身体障害者手帳、重度・ひとり親および乳幼児医療費受給者証（該当者）
転居届 ※豊頃町内で引っ越したとき	転居した日から14日以内		
世帯変更届 ※世帯主が変わったとき	変更のあった日から14日以内		○ 届出人の印鑑 ○ 本人確認書類 ○ 国民健康保険証（加入者）

問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213

国民年金からのお知らせ

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書が送付されます。

～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～

国民年金保険料は所得税および住民税等の申告において全額が社会保険料控除の対象になります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。この社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。このため、平成24年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。また、10月1日から12月31日までの間に今年をはじめ国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家庭あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問合わせください。

控除証明書専用ダイヤル

＜専用ダイヤル電話番号＞

☎ 0570 (070) 117

※ 通話料金は一般の固定電話の場合、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、携帯電話等の場合は通常の通話料金がかかります。

※ IP電話等の方は、「03 (6700) 1130」へお電話ください。こちらの番号へおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。

＜受付期間＞

平成24年11月1日(木)～平成25年3月15日(金)

＜受付時間＞

- 月曜日～金曜日 8:30～17:15
ただし、月曜日（月曜日が休日の場合は火曜日）は19:00まで受付
- ※ 祝日、12月29日～1月3日は、ご利用いただけません。
- 第2土曜日 9:30～16:00

老後に備えて、少しでも多くの年金を！

国民年金制度は、原則として20歳から60歳までの40年間の加入・納付状況によって、年金額が決定されます。保険料免除期間がある場合や、国民年金に加入していない期間があるなど、満額の年金を受け取ることができない方がご本人の申出により、任意で国民年金に加入し、年金額を増額することができます。加入できるのは、次のすべての条件を満たす方です。

- ① 日本国内に居住する60歳以上65歳未満の方
- ② 老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
- ③ 20歳から60歳までの年金保険料の納付月数が480か月未満の方

昭和40年4月1日以前に生まれた方で、65歳まで加入しても年金を受け取る権利がない方は70歳まで加入できる「特例任意加入制度」もあります。
※ 納付できる月数は最大で60か月(5年間)です。60か月納付した場合、年額で98,300円増額します。(年金増加額は平成24年度の老齢基礎年金で算出)
※ 保険料の月額額は、14,980円(平成24年度額)で、納付については原則口座振替によることになっています。

その他に、年金額を増額する方法としては、申出により国民年金保険料に付加保険料(400円)を上乗せ納付することができます。付加保険料を納付した場合、老齢基礎年金額に付加年金分(納付月数×200円)が上乗せされます。2年以上受給した場合、支払った付加保険料以上の付加年金を受け取れるとてもオトクな制度になっています。

問合せ先 役場住民課住民環境係 ☎ (574) 2213